

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則……………（建築指導課）	7
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	8
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	8
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	8
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	8
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	9
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	9
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	9
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	9
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	10
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	11
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	12
○特定調達契約に係る入札の公告……………	12

規 則	
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。 平成26年9月5日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第67号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 （趣旨）	
第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第	

429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果報告書の添付書類）

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）法第7条又は法附則第3条第1項の規定による耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号（省令附則第3条において準用する場合を含む。）のいずれかに掲げる者であることを証する書類（以下「登録資格者講習修了書等」という。）
- （2）その他知事が必要と認める書類
（建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類）

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）法第17条第1項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震改修の計画が同条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを省令第28条第2項の規定により知事が適切と認めた者が証する書類の写し
- （2）その他知事が必要と認める書類
（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類）

第4条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合していることを建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士という。以下同じ。）が証する書類
- （2）その他知事が必要と認める書類

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを省令第33条第2項第1号の規定により知事が適切と認めた者が証する書類の写し
- （2）登録資格者講習修了書等
- （3）その他知事が必要と認める書類

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを建築士が証する書類
- （2）その他知事が必要と認める書類
（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類）

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）法第25条第1項の規定による認定の申請に係る区分所有建築物が同条第2項の国土交

通大臣が定める基準に適合していないことを省令第37条第1項第3号の規定により知事が適切と認めた者が証する書類の写し

(2) 登録資格者講習修了書等

(3) その他知事が必要と認める書類

(書類の経由)

第6条

法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る建築物の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた法附則第3条第1項の規定による報告については、第2条の規定は、適用しない。

3 この規則の施行前にされた法第17条第1項、第22条第1項又は第25条第1項の規定による認定の申請については、第3条から第5条までの規定は、適用しない。

告

示

北海道告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年8月26日、富良野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年9月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名

事 業 の 種 類

縦 覧 場 所

留辺蘂温根湯

畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水、土層改良）

北海道オホーツク総合振興局

士 幌 北 部

客土、暗渠排水、除礫

北海道十勝総合振興局

北海道告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、奈井江町高島南地区及び高島北地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成26年9月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第611号

道営土地改良（山部中央地区農地保全整備（農地保全））事業の工事を平成25年9月17日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

南富良野町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

旭川市・上川郡東川町・勇払郡占冠村（以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 旭川市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川総合振興局産業振興部林務課並びに旭川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第613号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成26年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第614号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
 広尾入舟町（Ⅰ－8－29－2675）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
 広尾郡広尾町東1条5丁目から9丁目まで、会所前2丁目及び3丁目並びに本通5丁目及び9丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第615号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年9月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 小樽奥沢1丁目1（Ⅰ－1－166－703）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 小樽市奥沢1丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成26年9月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 都市計画の種類 下水道 2 都市計画を定めた土地の区域 (1) 名 称 旭川公共下水道 (2) その他施設の区域に定めた土地の区域 ア 名 称 亀吉雨水ポンプ場 イ 位 置 旭川市亀吉1条3丁目 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）	る資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該物品に関し、仕様書等に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 3 一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成26年9月8日から同年10月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階 入札室（送付による場合は、郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入 札 日 時 平成26年10月21日（火）午前11時（送付による場合は、同月20日（月）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ (4) 開 札 日 時 (2)に同じ 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第105号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成26年9月5日 北海道渡島総合振興局長 宮 内 孝 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量 ア 粒状凍結防止剤（混合塩化物。事業課A、松前、江差及び奥尻出張所） 1,234,000キログラム イ 粒状凍結防止剤（混合塩化物。事業課B） 488,000キログラム ウ 粒状凍結防止剤（混合塩化物。八雲及び今金出張所） 164,000キログラム アからウまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成26年11月4日から平成27年3月31日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入に係	

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局函館建設管理部のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/kk/hkk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9609

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

- a Granular cryoprotectant (A mixture chloride) 1,234,000 kg
- b Granular cryoprotectant (A mixture chloride) 488,000 kg
- c Granular cryoprotectant (A mixture chloride) 164,000 kg

B Bid tendering date and time: 11:00 A.M., October 21, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than October 20, 2014)

C Contact: Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration
Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate 041-8558 Japan
Phone: 0138-47-9609

北海道十勝総合振興局告示第94号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年9月5日

北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ホイールローダ 1台
- (2) 牽引式給餌機 1台
- (3) ホイールローダ 1台
- (4) 自走式給餌車 1台
- (5) シーダー 1台
- (6) モアコンディショナー 1台
- (7) ロールベラー 1台
- (8) ロールカッター 1台

2 落札を決定した日

平成26年7月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(3)

ア 氏 名 コマツ道東株式会社
イ 住 所 帯広市西24条北1丁目3番4号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 エム・エス・ケー農業機械株式会社
イ 住 所 恵庭市戸磯193番地8

(3) 1の(4)

ア 氏 名 タナ鐵工株式会社
イ 住 所 河西郡芽室町東芽室基線7番地23

(4) 1の(5)

ア 氏 名 日本ニューホランド株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条西13丁目4番地

(5) 1の(6)から(8)まで

ア 氏 名 株式会社キセキ北海道
イ 住 所 岩見沢市東町2条7丁目1004番地1

4 落札金額

- (1) 9,396,000円
- (2) 7,999,560円
- (3) 9,396,000円
- (4) 15,660,000円
- (5) 1,879,200円
- (6) 5,162,400円
- (7) 7,182,400円
- (8) 1,339,200円

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年6月13日付け北海道十勝総合振興局告示第74号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目	
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第384号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成26年9月5日 北海道警察本部長 室 城 信 之 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成26年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成26年9月5日に一般競争入札の公告を行う北海道警察本部通信指令支援システム通信回線サービス契約 (2) 資 格 北海道警察本部通信指令支援システム通信回線サービス契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道警察本部通信指令支援システム通信回線サービス 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている事業者であること。 (2) 当該特定役務に関し、要求仕様書に記載するサービスの提供が可能であることを示した者であること。 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成26年9月5日から同年10月3日まで	
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道警察本部のホームページ（http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。 5 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240	
北海道警察本部告示第385号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成26年9月5日 北海道警察本部長 室 城 信 之 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称（1月当たりの単価）及び数量 北海道警察本部通信指令支援システム通信回線サービス一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成27年3月1日から平成33年2月28日まで。 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、こ	

の契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成26年北海道警察本部告示第384号に規定する北海道警察本部通信指令支援システム通信回線サービスに関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成26年10月17日(金)午後1時30分(送付による場合は、同月16日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び定形外郵便重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)でダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から参加を除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Improvement of Tele-communication Line for Hokkaido Police Headquarters Communication Instruction Supporting System 1set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 17, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 16, 2014.)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo, 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 ex. 2240